

経済産業省

平成17・03・16原第8号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について

平成17年4月1日

経済産業大臣 中川 昭一

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「法」という。）、液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令（昭和43年通商産業省令第23号。以下「省令」という。）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号。以下「規則」という。）に基づく経済産業大臣の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準及び第12条第1項の規定による処分の基準は、次のとおりとする。

なお、「経済産業大臣の処分に係る標準処理期間に関する規程」（平成16・09・24総第2号）により改正された「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」（平成16・02・23商第4号）は、廃止する。

．液化石油ガス販売事業等関係

第1 申請に対する処分

1．審査基準

（1） 法第29条第1項の規定による保安機関の認定

法第29条第1項の規定による保安機関の認定については、法第31条第1号に基づく規則第31条、法第31条第2号に基づく規則第32条、法第31条第3号に基づく規則第33条及び法第31条第4号に該当していることを認定の基準とする。

なお、法第31条第3号に規定されている「構成員の構成」の解釈については別紙1の1．に、法第31条第4号に規定されている「その業務を行うことによって保安業務の的確な遂行に支障を及ぼすおそれがない」の解釈については別紙1の2．に、規則第31条に基づく保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示（平成9年4月1日付け通商産業省告示第122号。以下「告示第122号」という。）第2条に規定されている「消費者

戸数」、「保安業務資格者」及び「緊急時対応」並びに告示第122号第3条に規定されている「保安業務用機器」の解釈については別紙1の3.によるところとする。

- (2) 法第32条第1項の規定による保安機関の認定の更新
法第32条第1項の規定による保安機関の認定の更新については、上記(1)の基準を準用する。
- (3) 法第35条第1項の規定による保安業務規程の認可等
法第35条第1項の規定による保安業務規程の認可等については、同条第2項に基づく規則第39条第2項各号に掲げる事項が記載されていることを認可等の基準とする。
なお、規則第39条第2項に規定されている保安業務規程の事例は、別紙2のとおりとする。
- (4) 法第38条の4第2項第2号の規定による液化石油ガス設備士指定養成施設の指定
法第38条の4第2項第2号の規定による液化石油ガス設備士指定養成施設の指定については、別紙3に該当していることを指定の基準とする。

2. その他

- (1) 法第3条第1項の規定による事業の登録
法第3条第1項の規定による事業の登録については、法第4条第1項各号列記以外の部分、同条第1項各号のいずれかに該当していることを登録の拒否の基準とする。
- (2) 法第33条第1項の規定による一般消費者等の数の増加の認可
法第33条第1項の規定による一般消費者等の数の増加の認可については、同条第3項において準用する法第31条第1号に基づく規則第31条、法第31条第2号に基づく規則第32条に該当していることを認可の基準とする。
なお、規則第31条に基づく告示第122号第2条に規定されている「消費者戸数」、「保安業務資格者」及び「緊急時対応」並びに告示第122号第3条に規定されている「保安業務用機器」の解釈については別紙1の3.によるところとする。
- (3) 法第35条の6第1項の規定による保安確保の方法等の認定
法第35条の6第1項の規定による保安確保の方法等の認定については、同項に基づく規則第46条に該当していることを認定の基準とする。
- (4) 法第37条の5第4項の規定による充てん作業員指定養成施設の指定
法第37条の5第4項の規定による充てん作業員指定養成施設の指定については、同条第5項に基づく規則第78条に該当していることを指定の基準とする。
- (5) 法第38条の6第1項の規定による指定試験機関の指定
法第38条の6第1項の規定による指定試験機関の指定については、法第38条の15各号のいずれかに該当しないこと及び法第38条の16各号に

該当していることを指定の基準とする。

- (6) 法第 3 8 条の 9 第 1 項の規定による液化石油ガス設備士の講習を行う者の指定

法第 3 8 条の 9 第 1 項の規定による液化石油ガス設備士の講習を行う者の指定については、同条第 2 項に基づく規則第 1 1 0 条に該当していることを指定の基準とする。

- (7) 法第 3 8 条の 1 9 第 1 項の規定による指定試験機関の試験事務の休止又は廃止の許可

法第 3 8 条の 1 9 第 1 項の規定による指定試験機関の試験事務の休止又は廃止の許可については、同条第 2 項に該当していることを許可の基準とする。

- (8) 規則第 1 2 条第 2 項の規定による液化石油ガスの規格の基準の例外承認

規則第 1 2 条第 2 項の規定による液化石油ガスの規格の基準の例外承認については、同項に該当していることを承認の基準とする。

- (9) 規則第 1 7 条の規定による貯蔵施設の技術上の基準及び販売方法の基準の例外承認

規則第 1 7 条の規定による貯蔵施設の技術上の基準及び販売方法の基準の例外承認については、同条に該当していることを承認の基準とする。

- (1 0) 規則第 2 0 条の規定による供給設備の技術上の基準の例外承認

規則第 2 0 条の規定による供給設備の技術上の基準の例外承認については、同条に該当していることを承認の基準とする。

- (1 1) 規則第 5 5 条の規定による貯蔵施設及び特定供給設備の技術上の基準の例外承認

規則第 5 5 条の規定による貯蔵施設及び特定供給設備の技術上の基準の例外承認については、同条に該当していることを承認の基準とする。

- (1 2) 規則第 7 3 条の規定による充てん設備及び充てん作業の技術上の基準の例外承認

規則第 7 3 条の規定による充てん設備及び充てん作業の技術上の基準の例外承認については、同条に該当していることを承認の基準とする。

第 2 不利益処分の基準

- (1) 法第 1 3 条第 2 項の規定による液化石油ガス販売事業者への災害防止命令

法第 1 3 条第 2 項の規定による液化石油ガス販売事業者への災害防止命令については、同項に該当していることを処分の基準とする。

- (2) 法第 1 4 条第 2 項の規定による液化石油ガス販売事業者への書面の交付命令

法第 1 4 条第 2 項の規定による液化石油ガス販売事業者への書面の交付命令については、同項に該当していることを処分の基準とする。

- (3) 法第 1 6 条第 3 項の規定による液化石油ガス販売事業者への適合命令

法第 1 6 条第 3 項の規定による液化石油ガス販売事業者への適合命令については、同項に該当していることを処分の基準とする。

- (4) 法第 1 6 条の 2 第 2 項の規定による液化石油ガス販売事業者への適合命令

法第16条の2第2項の規定による液化石油ガス販売事業者への適合命令については、同項に該当していることを処分の基準とする。

- (5) 法第25条の規定による液化石油ガス販売事業者の登録の取消し
法第25条の規定による液化石油ガス販売事業者への販売事業者の登録の取消しについては、同条に該当していることを処分の基準とする。
- (6) 法第26条の規定による液化石油ガス販売事業者の登録の取消し等
法第26条の規定による液化石油ガス販売事業者への販売事業者の登録の取消し等については、同条各号のいずれかに該当していることを処分の基準とする。
- (7) 法第34条第3項の規定による保安機関への改善命令
法第34条第3項の規定による保安機関への改善命令については、同項に該当していることを処分の基準とする。
- (8) 法第35条第3項の規定による保安機関への変更命令
法第35条第3項の規定による保安機関への変更命令については、同項に該当していることを処分の基準とする。
- (9) 法第35条の2の規定による保安機関への適合命令
法第35条の2の規定による保安機関への適合命令については、同条に該当していることを処分の基準とする。
- (10) 法第35条の3の規定による保安機関の認定の取消し
法第35条の3の規定による保安機関の認定の取消しについては、同条各号のいずれかに該当していることを処分の基準とする。
- (11) 法第35条の5の規定による消費設備の所有者又は占有者への適合命令
法第35条の5の規定による消費設備の所有者又は占有者への適合命令については、同条に該当していることを処分の基準とする。
- (12) 法第35条の10の規定による認定液化石油ガス販売事業者の認定の取消し
法第35条の10の規定による認定液化石油ガス販売事業者の認定の取消しについては、同条に該当していることを処分の基準とする。
- (13) 法第38条の26第1項の規定による指定試験機関の指定の取消し
法第38条の26第1項の規定による指定試験機関の指定の取消しについては、同項に該当していることを処分の基準とする。
- (14) 法第38条の26第2項の規定による指定試験機関の指定の取消し等
法第38条の26第2項の規定による指定試験機関の指定の取消し等については、同項各号のいずれかに該当していることを処分の基準とする。

・液化石油ガス器具等関係

第1 申請に対する処分

1. 審査基準

- (1) 法第39条第2項第2号の規定による輸出用以外の特定の用途に供する液化石油ガス器具等の販売等の承認

法第39条第2項第2号の規定による輸出用以外の特定の用途に供する液化石油ガス器具等の販売等の承認の基準は、当該液化石油ガス器具等が、大学、研究所等における実験用その他特定の需要家による特定の方法等での使用のために国内で販売され、一般消費者による使用のために販売されるものではないこととする。

- (2) 法第46条第1項第2号の規定による輸出用以外の特定の用途に供する液化石油ガス器具等の製造又は輸入の承認

法第46条第1項第2号の規定による輸出用以外の特定の用途に供する液化石油ガス器具等の製造又は輸入の承認については、上記(1)の基準を準用する。

- (3) 省令別表第3の規定による略称又は記号の承認

省令別表第3の規定による略称又は記号の承認に係る基準は、承認の申請に係る略称が、他の製造事業者、輸入事業者、国内登録検査機関若しくは外国登録検査機関の氏名若しくは名称又は既に同表の規定によりなされた承認に係る略称(液化石油ガス器具等の検定等に関する省令の一部を改正する省令(平成12年通商産業省令第198号)による改正前の液化石油ガス器具等の検定等に関する省令(昭和43年通商産業省令第23号)別表第2、第3の2又は第10の規定によりなされた承認に係るものを含む。)と同一のものでないこと又は承認の申請に係る記号により製造年月が判明できると認められることとする。

2. その他

法第47条第1項の規定による国内登録検査機関及び外国登録検査機関の登録(法第54条の規定による国内登録検査機関及び外国登録検査機関の登録の更新を含む。)については、法第53条第1項に登録の基準が規定されており、更に具体的な審査の基準を作成することは困難であるため、審査基準は作成しない。

第2 不利益処分の基準

- (1) 法第49条の規定による届出事業者への改善命令

法第49条の規定による届出事業者への改善命令については、同条に該当していることを処分の基準とする。

- (2) 法第50条の規定による液化石油ガス器具等への表示の禁止

法第50条の規定による液化石油ガス器具等への表示の禁止については、同条各号のいずれかに該当していることを処分の基準とする。

- (3) 法第59条の規定による国内登録検査機関への適合命令

法第59条の規定による国内登録検査機関への適合命令については、同条に該当していることを処分の基準とする。

- (4) 法第60条の規定による国内登録検査機関への改善命令(法第92条の2第1項の申請があった場合に同条第2項により行う場合を含む。)

法第60条の規定による国内登録検査機関への改善命令については、同条に

処分の基準が定められているが、法第55条第1項中「正当な理由」とは、天災により設備が破損していること、所定の検査料金の支払いがないこと等をいい、同条第2項中「公正に」とは、検査の料金、検査の順序等について不当な差別的取扱いがないこと等をいう。

(5) 法第61条の規定による国内登録検査機関の登録の取消し等

法第61条の規定による国内登録検査機関の登録の取消し等については、同条各号のいずれかに該当していることを処分の基準とする。

なお、同条第2号中、第55条の規定については、上記(4)の解釈を準用する。

(6) 法第64条第1項の規定による外国登録検査機関の登録の取消し

法第64条第1項の規定による外国登録検査機関の登録の取消しについては、同条第1項各号のいずれかに該当していることを処分の基準とする。

なお、同条第1項第2号中、第55条の規定については、上記(4)の解釈を準用する。

(7) 法第65条の規定による災害防止命令

法第65条の規定による災害防止命令については、同条に処分の基準が定められているが、「当該災害の拡大を防止するため特に必要があると認める」場合とは、例えば、技術基準に適合しない液化石油ガス器具等が販売されること等により、当該液化石油ガス器具等の製造工程の改善を命ずること等ではそのような災害が不特定多数の者に発生することを防止できず、当該製品の回収を命ずること等の対応が必要であると認められる場合をいう。

(8) 法第83条の2第1項の規定による液化石油ガス器具等の提出

法第83条の2第1項の規定による液化石油ガス器具等の提出については、同項に処分の基準が定められているが、「その所在の場所において検査をさせることが著しく困難である」とは、その場所に検査設備がない場合、検査に長時間を必要とする場合、検査設備が大規模又は精密なものであるためその場所に搬入することが困難である場合等をいう。

保安機関の認定について

1. 法第31条第3号に規定する構成員の構成

第3号中「その役員又は法人の種類に応じて経済産業省令で定める構成員の構成が保安業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がある場合とは、原則として、役員及び構成員のうち次(1)から(3)まで掲げる者の合計の割合が3分の1を超える場合をいう。(法第27条第1項第4号に定める業務(自ら出勤することなく行うものに限る。))のみを行う保安機関を除く。)

- (1) 液化石油ガス供給機器若しくは消費機器を製造する事業を主たる事業として行っている者又はその役職員
- (2) 液化石油ガス供給機器若しくは消費機器を販売する事業を主たる事業として行っている者又はその役職員
- (3) 液化石油ガス設備工事の事業を主たる事業として行っている者又はその役職員

2. 法第31条第4号に規定する保安業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないもの

第4号中「その業務を行うことによつて保安業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがない」とは、保安業務以外の業務を行う場合であっても適確に保安業務を行う体制を整えていることをいい、具体的には以下のような場合が考えられる。

- (1) 保安機関が供給機器若しくは消費機器の製造、販売若しくは修理、安全器具の販売又は液化石油ガス設備工事等の液化石油ガスの販売に係る業務も兼業しているときに、保安業務の委託を行った液化石油ガス販売事業者又は一般消費者等の便益を不当に害さないように、保安業務部門の保安業務資格者及び調査員を保安業務に専従する体制としたり、保安業務とそれ以外の業務を兼務する場合であっても、その区別を明らかにして業務を行うことを当該法人内で義務づけること等の措置を講じている場合
- (2) 保安機関が店舗経営等を兼業しているときに、保安業務資格者である店舗経営者が店舗における業務を行う場合であっても、従業員を雇用することにより保安業務を行う時間帯(緊急時対応については終日)に店舗を離れることができるようにすること等の措置を講じている場合

3. 技術的能力について

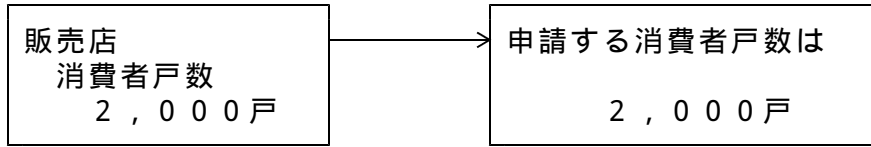
- (1) 告示第122号第2条第1号の消費者戸数

規則様式第13に記載される保安業務区分ごとの一般消費者等の数をもって告示第122号第2条第1号の表中のそれぞれの保安業務区分ごとの消費者戸数とする。この際、保安業務区分ごとの「消費者戸数」の意味については、以下のとおりとする。

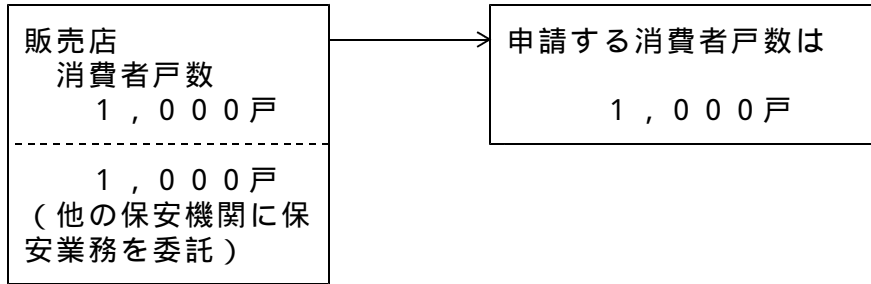
供給開始時点検・調査 液化石油ガス販売事業者が、自ら液化石油ガスを販売する一般消費者等に対し保安業務を行うため保安機関の認定を受けようとする場合にあっては、液化石油ガスの販売を自ら行う予定の消費者戸数とする。(ただし一部を他の保安機関に委託する場合は、その数を

除く。具体的には以下のとおり。)

例 1)



例 2)



また、保安業務の委託を受ける場合には、委託をする液化石油ガス販売事業者の販売所から委託を受けた消費者戸数とする。

容器交換時等供給設備点検

この場合の消費者戸数は、申請を行う者が保安業務を行おうとする戸数をいい、実際に保安業務を行う戸数とは異なってよい。

定期供給設備点検

と同様。

なお、消費者戸数は一年間に点検を行おうとする戸数ではなく、保安業務を行おうとする戸数全体をいう。
例) 保安機関が委託を受ける消費戸数が2千戸の場合に、4年に1回の点検を行うとすれば、年平均5百戸の点検を行うこととなるが、その場合の消費者戸数は2千戸となる。

定期消費設備調査

と同様。

周知

と同様。

緊急時対応

と同様。

緊急時連絡

と同様。

(2) 保安業務資格者の要件

保安業務資格者は、保安機関の経営者又は保安機関に雇用される者(他人に該当しない個人も含む。)でなければならず、また、複数の保安機関の保安業務資格者に同時に就くことはできない。ただし、緊急時対応のみを行う保安機関が他の保安機関の保安業務資格者をその者の業務に支障のない範囲内で時間を定めて(例えば、毎週 曜日の 時～時まで)時間雇用する場合には、複数の保安機関の保安業務資格者に就くことができるものとする。

なお、当該保安業務資格者は、緊急時対応のみを行う保安機関においては、就業規則等から勘案し、その勤務時間に相応の保安業務資格者数の設置としかみなされないので注意を要する。

(3) 緊急時対応の要件

緊急時対応を行う保安機関については告示第 1 2 2 号第 2 条第 3 号において別途基準が定められているが、審査に当たっては次の点に留意されたい。

緊急時対応の認定に当たっては、事故時の原因及び責任の所在等を明確化し被害者の十分かつ円滑な救済を図るという観点から、責任の所在が明確な主体のみが認定の対象となる。

告示第 1 2 2 号第 2 条第 3 号イ中「常時第 1 号の表中への項において算定される数以上の保安業務資格者が配置される」とは、液化石油ガスが供給されている時（したがって一般的には 2 4 時間）はいつでも保安業務資格者が配置され、直ちに出勤が可能な体制であることをいう。また「配置」とは事業所に常駐していることをいい、このほか、夜間に事業所の近隣（当該事業所に 1 0 分以内で到着できる範囲）において一般消費者等からの連絡を円滑に受けることができる状態で待機することも含まれるものとする。

なお、緊急時における一般消費者等からの連絡先を携帯電話等とした場合（一般消費者等からの連絡先を転送電話とし、その転送先をこれらの機器とした場合も含む。）は、常時配置されているものとはみなさない。ただし、一般消費者等から連絡を受けた者が、出勤する者の持つ携帯電話等に連絡することは差し支えない。

告示第 1 2 2 号第 2 条第 3 号イ中「第 1 号の表中への項において算定される数以上の保安業務資格者」は、例えば消費者戸数が千戸である場合、 $1000 / 2000 = 0.5$ となるが、この場合は人の数であるから、当然 1 人ということになる。

告示第 1 2 2 号第 2 条第 3 号ロ中「原則として 3 0 分以内に到着し」については保安業務計画書の中の「緊急時対応を行う場合にあってはその方法」の欄に記載された出勤するための手段及び規則第 3 0 条第 2 項第 2 号に基づき提出された図面により現地の道路事情等を勘案するものとする。

(4) 保安業務用機器

保安業務用機器について「保有」とは所有している場合のほか、占有している場合も言うが、そのいずれの場合についても専有していることが条件であり、当該保安機関が保安業務用機器を使用する必要があるときには常に使用できる状態にあることを要する。

保安業務規程の審査について

1. 保安業務規程は、そもそも法令により一律に遵守せしめるには困難な事項について、自主保安の観点から、法令の定める基準を下回らない範囲において、各保安機関ごとに異なる事情を勘案して定めることができるものであり、規則で定められた記載事項が的確に記載されていれば、別添の記載例と異なる記載方法であってもよい。
2. 保安機関は、保安業務規程を定め、経済産業大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならないこととされており、認可を受けた後でなければ保安業務を行うことができない。なお、保安機関の認定申請と保安業務規程の認可申請が同時に行われても差し支えない。
3. 保安業務規程の変更に係る認可を必要とする場合としては、例えば、保安機関として行うべき保安業務区分の増加又は減少、保安業務に係る一般消費者等の数の増加又は減少、保安業務規程に記述されている保安業務の方法、連絡の方法等の変更等がある。

(記載例)

本記載例は一例であり、各保安機関が定める保安業務規程については、本例によらないものであっても規則第 39 条第 2 項に規定されている要件を満たしていれば認可することとする。

保安業務規程 (例)

(目的)

第 1 条 この保安業務規程は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「法」という。）第 35 条第 1 項の規定に基づき定めるものであり、法第 27 条第 1 項に規定する保安業務の適確かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

(事業所の所在地等)

第 2 条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第 39 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに規定する事項は、別表（保安業務計画書）のとおりとする。

(保安業務の実施の方法)

第 3 条 規則第 39 条第 2 項第 5 号に規定する保安業務区分ごとの保安業務の実施の方法は、次のとおりとする。

例 1 (供給開始時点検・調査)

- 一 供給開始時点検・調査は、委託者である液化石油ガス販売事業者からの申出に

より指定された日時及び場所において行うこととする。

なお、申出は原則として供給開始時点検・調査を行う日の 日前までに行われなければならない、当該期日を過ぎてから申出が行われた場合については、委託者と協議を行い調整することとする。

二 供給開始時点検・調査は、規則第36条第1項第1号の点検及び第37条第1号の調査を供給開始時又は液化石油ガスの最初の引渡し時のみにおいて行い、技術上の基準に適合していないと認められる場合には、その結果を委託者に通知することとする。

三 前号の場合において、消費設備の調査を行った結果技術上の基準に適合していないと認められる場合には、当該消費設備を所有又は占有する一般消費者等に対し別途定める様式により書面をもって結果を通知することとし、当該通知をした場合には、改善がなされ次第再調査を行うこととする。

四 供給開始時点検・調査は、保安業務資格者（バルク供給に係るものにあつては充てん作業員）が行うこととする。

例2（定期消費設備調査）

一 定期消費設備調査は、年間（又は半期、四半期）計画を策定し、当該計画に従い行うこととする。

二 定期消費設備調査は、規則第37条第1号の表中下欄に掲げる調査の回数が液化石油ガスの最初の引渡し時及び毎月（容器に充てんされた液化石油ガスを一般消費者等に引き渡さない月を除く。）一回以上であるもの以外の事項について行い、技術上の基準に適合していないと認められる場合には、その結果を委託者である液化石油ガス販売事業者及び一般消費者等に通知することとする。

三 前号の一般消費者等への通知は、別途定める様式により行うこととし、当該通知をした場合には、その通知の日から1月を経過し、かつ、6月を経過しない期間内に当該通知に係る事項について再調査を行い、改善がなされていることを確認することとする。

四 定期消費設備調査は、保安業務資格者が行うこととする。（又は、保安業務資格者が補助員を同行させて行うこととする。）

五 消費設備の設置の場所その他保安業務を行うべき場所に立ち入ることにつき、その所有者又は占有者から承諾を得られない場合は、委託者と協議の上その後の措置を決定することとする。

例3（周知）

一 周知は、年間（又は半期、四半期）計画を策定し、当該計画に従い行うこととする。

二 周知の書面は、保安業務資格者が委託者である液化石油ガス販売事業者と協議の上作成することとする。

三 周知は、規則第27条の周知の内容を規則第38条の方法で行うこととし、原則として一般消費者等に書面をもって直接手交及び説明することにより行うこととする。（又は、原則として郵送により行うこととする。）ただし、不在その他の理由により直接手交及び説明ができない場合にあっては、委託者と協議の上そ

の後の措置を決定することとする。(又は、日を改め 回訪問しても直接手交できない場合に限り配付する。)

四 周知は、保安業務資格者又はその監督の下に液化石油ガスに関する基礎的知識及び実務経験等を有する者が行うこととする。

例 4 (緊急時対応)

一 液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、一般消費者等からその事実を通知されたとき、委託者である液化石油ガス販売事業者に当該事実を速やかに連絡するとともに、以下の措置を行うこととする。

イ 電話等の通信手段により、一般消費者等に対し適確な助言等を与えること。

ロ 出勤の際には、必要な機材を携行し、可及的速やかに(又は、原則 30 分以内に)現場に到着し適確な措置(点検、調査、何らかの措置が必要な場合の委託者等への連絡、安全が確認できた場合の復帰作業等)を講ずること。

二 出勤は、保安業務資格者又はその監督の下に前号ロの措置を適確に行う能力を有する者が行うこととする。

(連絡の方法)

第 4 条 規則第 39 条第 2 項第 6 号に規定する保安業務の結果を液化石油ガス販売事業者
に連絡する方法は、次のとおりとする。

例 1 (供給開始時点検・調査)

本保安機関は、点検・調査の終了後速やかに次の事項について委託者である液化石油ガス販売事業者
に書面をもって連絡することとする。

一 供給開始時点検・調査に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所

二 供給開始時点検・調査を行った者の氏名

三 供給開始時点検・調査を行った年月日

四 供給開始時点検・調査の結果

五 技術上の基準に適合しないと認められる場合、適合するようにするための必要な措置等

例 2 (定期消費設備調査)

本保安機関は、調査の終了後 20 日以内に次の事項について委託者である液化石油ガス販売事業者
に書面をもって連絡することとする。

なお、調査の結果、技術上の基準に適合しないと認められた場合は、基準に適合するようにするための必要な措置、当該消費設備の所有者又は占有者に対し通知した書面の写し及び再調査実施予定時期について、委託者に書面をもって連絡することとする。

一 定期消費設備調査に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所

二 定期消費設備調査を行った者の氏名

三 定期消費設備調査を行った年月日

四 定期消費設備調査の結果

例 3 (周知)

本保安機関は、周知の終了後 日以内に次の事項について委託者である液化石

油ガス販売事業者に書面をもって連絡することとする。

- 一 周知に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所
- 二 周知を行った者の氏名
- 三 周知を行った年月日
- 四 周知の方法及び結果等

例 4（緊急時対応）

- 一 本保安機関は、一般消費者等から災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その事実を通知されたときは、委託者である液化石油ガス販売業者に当該事実を電話により速やかに連絡することとする。
- 二 本保安機関は、一般消費者等の供給設備を点検、又は消費設備を調査した結果、委託者による措置が必要であると判断された場合には、当該委託者に速やかに連絡することとする。
- 三 本保安機関は、一般消費者等の供給設備又は消費設備に所要の措置を行うこと等により災害の発生に至らなかった場合にあっても、その結果を委託者に速やかに連絡することとする。
- 四 本保安機関は、毎四半期（又は毎月）ごとに緊急時対応業務の実施状況について委託者に書面をもって報告することとする。

（保安業務資格者等の身分証明書）

第 5 条 保安業務資格者及び調査員は、保安業務に従事しているときは身分証明書を携帯し、関係者からの求めに応じ、これを提示することとする。

（帳簿）

第 6 条 本保安機関は、保安業務の委託を受けた液化石油ガス販売事業者ごとに規則第 13 条第 2 項の規定による帳簿を備えることとする。

2 前項の帳簿は、記載の日から 2 年間保存することとする。ただし、保安業務の点検又は調査の回数が 4 年に 1 回以上の項目にあつては、直前に実施した結果を保存することとする。

3 第 1 項の帳簿は、本保安機関に委託を行った液化石油ガス販売事業者等の求めに応じ、閲覧に供することとする。

（報告）

第 7 条 本保安機関は、規則第 13 条の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を毎事業年度経過後 3 月以内に法第 29 条第 1 項の認定をした経済産業大臣に報告することとする。

- 一 当該事業年度における法第 27 条第 1 項各号に掲げる保安業務の実施状況
- 二 当該事業年度末における保安業務資格者の数
- 三 当該事業年度末における保安業務に係る一般消費者等の数
- 四 当該事業年度中の役員又は規則第 33 条各号に掲げる構成員の構成の変更（本保安

機関が法人の場合)

(保安教育)

第8条 本保安機関は、保安業務の水準の維持、向上のため、保安業務資格者その他保安業務に従事する者に対し研修等を行うこととする。

(労務規程)

第9条 職員の就業時間、休日等労働条件に関する事項は別に定める。

(実施細則)

第10条 この保安業務規程の実施に必要な事項は、別に定める。

液化石油ガス設備士指定養成施設の指定について

1. 法第38条の4第2項第2号の規定による液化石油ガス設備士指定養成施設の指定基準は、次の(1)から(5)までのいずれにも適合する場合であって、液化石油ガス設備士指定養成施設としてその目的を十分果たすことができると認められることとする。

(1) 講師は、液化石油ガス設備士講習規程(平成9年3月13日付け通商産業省告示第118号。以下「告示第118号」という。)第1条に定める講師の条件に適合する者であること。ただし、同条の表中「経済産業大臣が……同等以上の知識経験を有すると認めた者」とは、次の から までに掲げるとおりとする。

告示第118号第1条の表中「液化石油ガスに関する基礎知識」の項の下欄中第3号の「経済産業大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者」

-) 液化石油ガスの製造に係る保安に関する8年以上の経験を有する者
-) 液化石油ガスの販売に係る保安に関する10年以上の経験を有する者
-) 液化石油ガスの保安に係る指導及び教育に関する4年以上の経験を有する者
-) 高圧ガス保安法第27条の2第3項の高圧ガス製造保安責任者免状(甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状に限る。)又は、同法第28条第1項の販売主任者免状(第2種販売主任者免状に限る。)の交付を受けている者であって、液化石油ガスの製造に関する4年以上の経験若しくは販売に関する5年以上の経験を有する者又は液化石油ガスの保安に係る指導及び教育に関する2年以上の経験を有する者

告示第118号第1条の表中「液化石油ガス設備工事に必要な機械、器具又は材料に関する知識」の項の下欄中第4号の「経済産業大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者」

-) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部を改正する法律(昭和53年法律第85号)による改正前の法第37条第1項の政令で定める条件に適合する者であって、液化石油ガス設備工事の作業に関する4年以上の経験を有する者
 -) 告示第118号第3条第1項第1号から第4号までの各号の一に該当する者であって、液化石油ガス設備工事に係る指導及び教育に関する2年以上の経験を有する者
 -) 液化石油ガス設備工事の作業に関する10年以上の経験を有する者であって、液化石油ガス設備工事に係る指導及び教育に関する2年以上の経験を有する者
- 告示第118号第1条の表中「供給設備及び消費設備の保安に関する法令」の項の下欄中第2号の「経済産業大臣が前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者」
-) 国又は地方公共団体の行政事務に2年以上従事し、かつ、現に法の執行に携わっている者
 -) 国又は地方公共団体の行政事務において、法の執行に2年以上従事し、かつ、

現に液化石油ガスの保安に係る業務に携わっている者

- (2) 規則第90条第1項の規定に基づく修了試験(以下「修了試験」という。)の合否の判定を行う者(以下「判定員」という。)は、次の から に掲げる条件のいずれかに適合する者であって、当該職務を公正かつ適切に執行しうると認められる者であること。

法第38条の4第1項の液化石油ガス設備士免状の交付を受けており、かつ、法第38条の2の液化石油ガス設備工事の作業に関する2年以上の経験を有する者

学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学若しくは高等専門学校又は旧大学令による大学若しくは旧専門学校令による専門学校において理学または工学に関する学科の課程を修めて卒業した者であって液化石油ガス設備工事の作業に関する3年以上の経験を有する者

学校教育法による高等学校又は旧中学校令による工業学校において工業に関する学科の課程を修めて卒業した者であって、液化石油ガス設備工事の作業に関する4年以上の経験を有する者

経済産業大臣が前3号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者

- (3) 科目及び講習時間は、規則第92条及び告示第118号第2条に定めるところによること。

なお、講習時間は、職業能力開発促進法第16条第1項に基づき設立された公共職業能力開発施設の場合を除き連続するものであること。また、講習は他の科目の講習とは独立して、所定の講習時間について行うものであり、かつ、両年度にわたって設定していないこと。

- (4) 講習を行う場所は、講習に必要な設備を有し、適切な広さを有する施設であること。

- (5) 次の表に定める工具、器具を実習に必要な数量以上備えていること。

工具、器具	数 量 台 / 人	工具、器具	数 量 台 / 人
パイプカッター	1 / 1	較正用マノメータ	1 / 5
パイプバイス	1 / 1	空気ポンプ(二連玉)	1 / 5
テーパリーマー	1 / 1	ワイヤブラシ	1 / 1
パイプネジ切り機	1 / 1	金尺	1 / 1
パイプレンチ	2 / 1	ヤスリ	1 / 1
モンキーレンチ	1 / 1	マーキング用具	1 / 1
フレアリングツール	1 / 5	ウエス	若 干
ろう付け用バーナー	1 / 5	充填剤	若 干
パイプベンダー	1 / 1	石けん水(漏えい検知液)	若 干
ガスメーター	1 / 5	ゴム管	若 干

容器バルブ	2 / 5	コンロ	1 / 5
調整器（単段）	1 / 5		
調整器（自動切換）	1 / 5		
ガス栓	2 / 5		
高圧ホース	2 / 5		
低圧ホース	1 / 5		
自記圧力計	1 / 5		

2. 指定には、次の事項を条件として付すること。

- (1) 液化石油ガス設備士指定養成施設は、高圧ガス保安協会が作成した問題を使用して修了試験を行うこと。
- (2) 液化石油ガス設備士指定養成施設は、判定員を任命する場合にあっては、その者に判定員として職務を公正に行うことを誓約した書面を提出させること。
なお、判定員がその職務を行う間は、当該書面を保存すること。
- (3) 液化石油ガス設備士指定養成施設は、経済産業大臣が講習の適正な実施に必要な限度で、その職員に当該液化石油ガス設備士指定養成施設に立ち入り、関係者に質問等をさせる場合、当該職員に協力すること。
- (4) 次の場合には、指定を取消すことがあること。
 -) 液化石油ガス設備士指定養成施設が規則第 9 1 条、第 9 2 条の 3 第 1 項から第 4 項まで及び 2 の (1) から (3) までの条件に違反したとき。
 -) その他、液化石油ガス設備士指定養成施設が不適当なものとなったとき。